

新旧対照表

○中津市地域防災計画 第3編 地震津波対策編

改正後	改正前
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害予防の基本方針等</p> <p>第1 災害予防の基本的な考え方</p> <p>中津市において地震・津波災害から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策についても、「風水害その他災害対策」における災害予防対策と同様に、大別すると「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。</p> <p>このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。<u>施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p>なお、この章に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。</p> <p>1～2 略</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 都市・地域の防災環境整備 (略)</p> <p>1 都市の防災構造化 (1) 略 (2) 都市の防災構造化に関する事業の実施</p> <p>地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のと</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害予防の基本方針等</p> <p>第1 災害予防の基本的な考え方</p> <p>中津市において地震・津波災害から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策についても、「風水害その他災害対策」における災害予防対策と同様に、大別すると「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。</p> <p>このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。_____</p> <p>_____</p> <p>なお、この章に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。</p> <p>1～2 略</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 都市・地域の防災環境整備 (略)</p> <p>1 都市の防災構造化 (1) 略 (2) 都市の防災構造化に関する事業の実施</p> <p>地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のと</p>

改正後	改正前
<p>おりである。</p> <p>ア 都市基盤施設等の整備</p> <p>避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。<u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域</u></p>	<p>おりである。</p> <p>ア 都市基盤施設等の整備</p> <p>避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。</p>
<p><u>を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</u></p>	<p>_____</p>
<p>2 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 公共施設等の災害予防 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u>）</p> <p>(1) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>第7 特殊災害の予防 (略)</p> <p>1 危険物災害予防対策 (1) 略 (2) 製造所等の維持管理の指導 製造所等について、随時に<u>立入検査</u></p> <p>を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。</p> <p>ア～エ 略 (3)～(5) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第8 地震防災緊急事業5箇年計画の推進 (略)</p>	<p>2 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 公共施設等の災害予防 (略)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、ソフトバンク株式会社_____）</p> <p>(1) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>第7 特殊災害の予防 (略)</p> <p>1 危険物災害予防対策 (1) 略 (2) 製造所等の維持管理の指導 製造所等について、随時に<u>行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査</u>を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。</p> <p>ア～エ 略 (3)～(5) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第8 地震防災緊急事業5箇年計画の推進 (略)</p>

改正後	改正前
<p>しかし、自主防災組織における防災士配置率は、令和<u>4</u>年3月31日時点で<u>70.4</u>%と、防災士を配置出来ていない自主防災組織が多数あることが課題となっている。</p>	<p>しかし、自主防災組織における防災士配置率は、令和<u>3</u>年3月31日時点で<u>65.4</u>%と、防災士を配置出来ていない自主防災組織が多数あることが課題となっている。</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>第3 略</p>	<p>第3 略</p>
<p>第4 防災教育</p>	<p>第4 防災教育</p>
<p>1 目標</p>	<p>1 目標</p>
<p><u>災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。</u>東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。<u>このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。</u></p>	<p>東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。</p>
<p>また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダー（<u>防災士</u>）の養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、一体的に普及・啓発していくこととする。</p>	<p>また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダー _____ の養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、一体的に普及・啓発していくこととする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 地域等における防災教育（防災危機管理課）</p>	<p>3 地域等における防災教育（防災危機管理課）</p>
<p>(1) 基本方針</p>	<p>(1) 基本方針</p>
<p>ア～イ 略</p>	<p>ア～イ</p>
<p><u>ウ ジュニア防災士の養成を通じて、将来における中津市の安全と安心に寄与する人材の育成を行う。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>エ</u> 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。</p>	<p><u>ウ</u> 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。</p>

改正後	改正前
<p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 自主防災組織に対する防災教育</p> <p>市は、<u>大分県と連携して</u>地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。</p> <p><u>なお、防災士取得後に更なる防災スキルを向上させるためにも、大分県と連携してスキルアップ研修会等を開催し、防災士の資質向上を図る。</u></p> <p><u>また、次世代の防災リーダーを育成し、地域防災力の維持・向上を図るために、小中学生を対象としたジュニア防災士の養成を行う。</u></p>	<p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 自主防災組織に対する防災教育</p> <p>市は、<u>講習会を開催し、</u>地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。</p> <p><u>また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、防災士指導者養成スキルアップ研修会を開催する。</u></p>
<p>(5)～(8) 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 要配慮者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 要配慮者に配慮した福祉避難所の指定</p> <p>避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p>	<p>(5)～(8) 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 要配慮者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 要配慮者に配慮した福祉避難所の指定</p> <p>避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。_____</p>
<p>(略)</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>第7～8 略</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>第1 初動体制の強化</p>	<p>(略)</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>第7～8 略</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>第1 初動体制の強化</p>

改正後	改正前																												
<p>(略)</p> <p>1 略</p> <p>2 災害時受援計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>また、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 連携体制の充実及び応援体制の強化</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ</p> <p>(略)</p> <p>また、緊急消防援助隊の受援については、中津市災害時受援計画及び中津市消防本部受援計画に記載のとおりとする。</p> <hr/> <p>第3～4 略</p> <p>第5 救助物資の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の備蓄計画</p> <table border="1" data-bbox="159 1286 1070 1414"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30年度末</th> <th>R元年度末</th> <th>R2年度末</th> <th>R3年度末</th> <th>R4年度末</th> <th>R5年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食</td> <td>16,000</td> <td>20,000</td> <td>24,000</td> <td>19,080</td> <td>19,080</td> <td>19,080</td> </tr> </tbody> </table>		H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	主食	16,000	20,000	24,000	19,080	19,080	19,080	<p>(略)</p> <p>1 略</p> <p>2 災害時受援計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>また、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの_____確保を行うものとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 連携体制の充実及び応援体制の強化</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ</p> <p>(略)</p> <p>また、緊急消防援助隊_____については、受援計画に記載している各消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。</p> <hr/> <p>第3～4 略</p> <p>第5 救助物資の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の備蓄計画</p> <table border="1" data-bbox="1160 1286 2072 1414"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度末</th> <th>H30年度末</th> <th>R元年度末</th> <th>R2年度末</th> <th>R3年度末</th> <th>R4年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食</td> <td>12,000</td> <td>16,000</td> <td>20,000</td> <td>24,000</td> <td>19,080</td> <td>19,080</td> </tr> </tbody> </table>		H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	主食	12,000	16,000	20,000	24,000	19,080	19,080
	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末																							
主食	16,000	20,000	24,000	19,080	19,080	19,080																							
	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末																							
主食	12,000	16,000	20,000	24,000	19,080	19,080																							

改正後							改正前						
副食	<u>8,000</u>	<u>14,020</u>	<u>16,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>	副食	<u>4,000</u>	<u>8,000</u>	<u>14,020</u>	<u>16,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>
飲料水	<u>9,108</u>	<u>13,708</u>	<u>18,316</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>	飲料水	<u>4,608</u>	<u>9,108</u>	<u>13,708</u>	<u>18,316</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>
毛布	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	毛布	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>
簡易トイレ	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>332</u>	<u>332</u>	簡易トイレ	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>332</u>
簡易トイレ (付替)	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>8,850</u>	<u>8,850</u>	簡易トイレ (付替)	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>8,850</u>

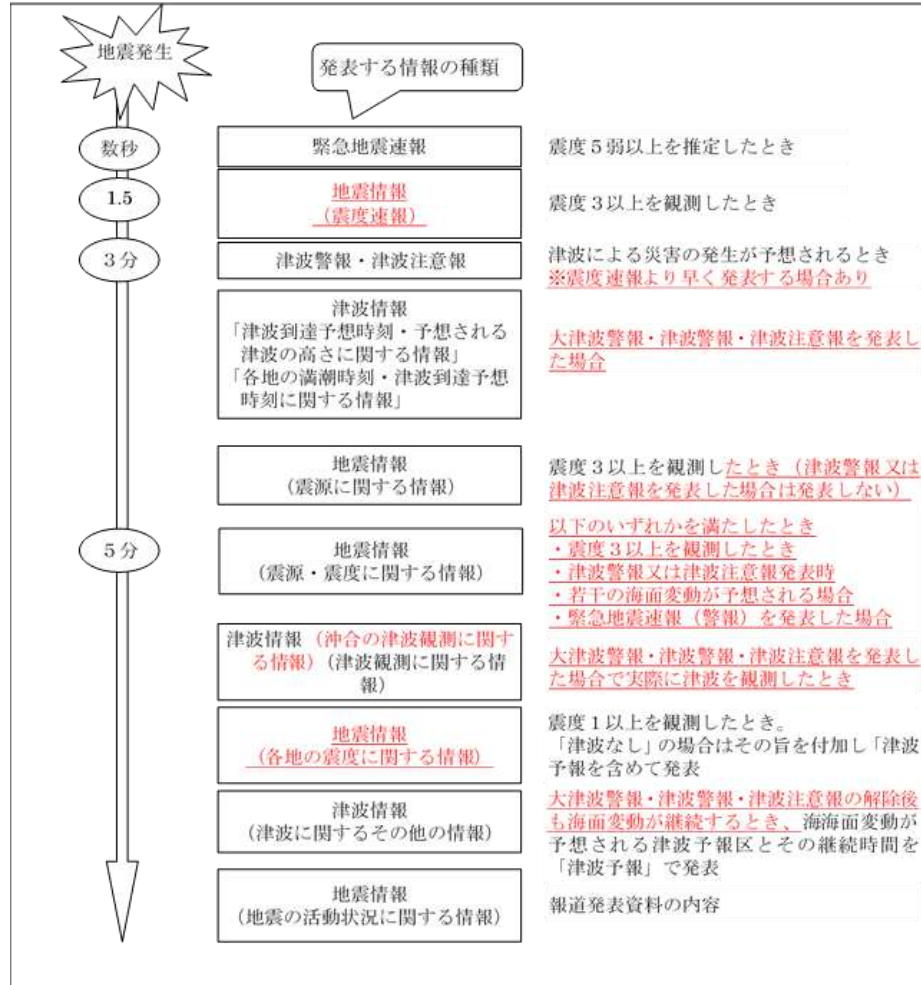
改正後	改正前
<p>第2章 地震・津波災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため市では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、県、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、<u>産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>第2～3 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市民に期待する行動</p> <p>1 家庭</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 的確な防災関係機関への通報</p> <p>地震により山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、<u>また、消防本部</u>、警察署（交番）等に出動を求める場合、<u>落ち着いて迅速に通報する。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 地域</p> <p>(1) 略</p>	<p>第2章 地震・津波災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため市では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、県、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する<u>こととする。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>第2～3 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市民に期待する行動</p> <p>1 家庭</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 的確な防災関係機関への通報</p> <p>地震により山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、<u>また、消防本部</u>、警察署（交番）等に出動を求める場合、<u>落ち着いて迅速に通報する。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 地域</p> <p>(1) 略</p>

改正後	改正前
<p>(2) 的確な初期消火 近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部 _____、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。</p> <p>(3) ~ (5) 略</p> <p>(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報 地域内の災害状況を迅速に把握し、市(支所)、消防本部 _____、警察署(交番)等にすみやかに通報する。</p> <p>3 企業・事業所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 的確な初期消火 企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。 なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部 _____、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。</p> <p>(3) ~ (4) 略</p> <p>4 略</p> <p>第3 通信連絡手段の確保(防災危機管理課、情報統計課、消防本部) (略)</p> <p>第4 気象庁が発表する地震・津波情報の収集・及び関係機関への伝達 (略)</p> <p>1 基本方針(地震) (略)</p> <p>(1) 地震・津波に関する情報の概要 気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模(マグニチュード)を決め、防災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を発表する。 また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前</p>	<p>(2) 的確な初期消火 近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部 (分署)、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。</p> <p>(3) ~ (5) 略</p> <p>(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報 地域内の災害状況を迅速に把握し、市(支所)、消防本部 (分署)、警察署(交番)等にすみやかに通報する。</p> <p>3 企業・事業所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 的確な初期消火 企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。 なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部 (分署)、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。</p> <p>(3) ~ (4) 略</p> <p>4 略</p> <p>第3 通信連絡手段の確保(防災危機管理課、情報統計課、 _____) (略)</p> <p>第4 気象庁が発表する地震・津波情報の収集・及び関係機関への伝達 (略)</p> <p>1 基本方針(地震) (略)</p> <p>(1) 地震・津波に関する情報の概要 気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模(マグニチュード)を決め、防災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を発表する。 また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前</p>

改正後

に緊急地震速報（警報）を発表する。震源が近い場所では強い揺れに間に合わない場合もある。

①情報発表の流れ



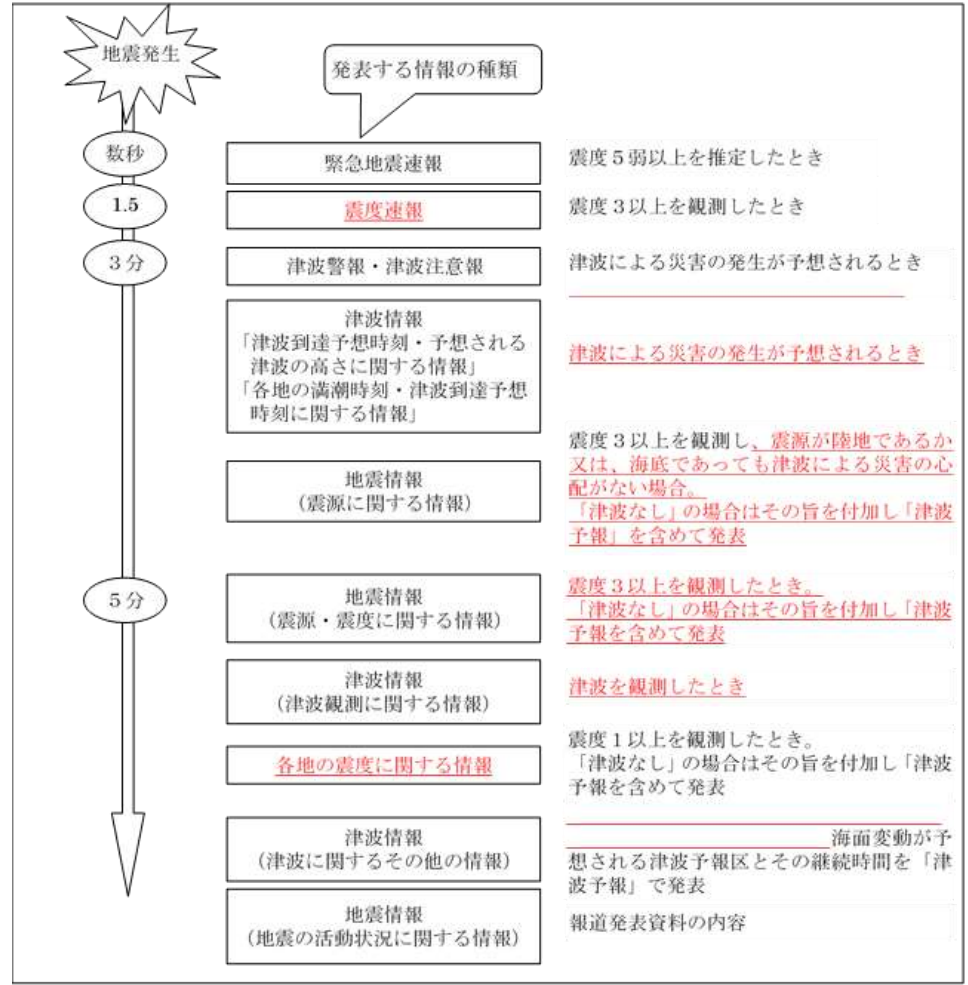
②用語解説

情報の種類	解説
緊急地震速報（警報）	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に発表。なお、

改正前

に緊急地震速報（警報）を発表する。

①情報発表の流れ



②用語解説

情報の種類	解説
緊急地震速報（警報）	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に発表。なお、

改正後		改正前	
			地震の震源が近い時は <u>情報が間に合わない場合もある。</u>
津波警報・津波注意報	地震の震源が近い時は <u>緊急地震速報（警報）が強い揺れの到達に間に合わない。</u> 津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて「大津波」、「津波」の津波警報、又は津波注意報を発表。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。また、 <u>緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。</u>	<u>震度速報</u>	<u>震度3以上の大きい揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度を発表。</u> <u>この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1.5分で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。</u>
津波警報・津波注意報	<u>津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位（遠地地震については30分単位））や予想される津波の高さ（5段階の数値（メートル単位）、または2種類の定性的表現で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））震央地名を発表する。</u>	津波警報・津波注意報	津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて「大津波」、「津波」の津波警報、又は津波注意報を発表。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に発表 <u>※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震</u>
津波情報	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 (略)	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	<u>津波警報・津波注意報に引き続き、地震発生後5分程度を目標に、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位（遠地地震については30分単位））や予想される津波の高さ（8段階、メートル単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表。</u>
津波情報	津波観測に関する情報 <u>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。</u>	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 (略)	(略)
津波情報	沖合の津波観測に関する情報 <u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。</u>	津波観測に関する情報	<u>津波観測点における津波の観測状況（各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向および振幅並びに最大の高さとその出現時刻）を適宜とりまとめて発表。</u>
津波情報	津波に関するその他の情報 (略)	(新設)	(新設)
震度速報	<u>震度3以上の大きい揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度を発表。</u> <u>この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1.5分で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。</u>	津波に関するその他の情報 (略)	(略)
地震情報	震源に関する情報 震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変	地震情報	震源に関する情報 震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動が

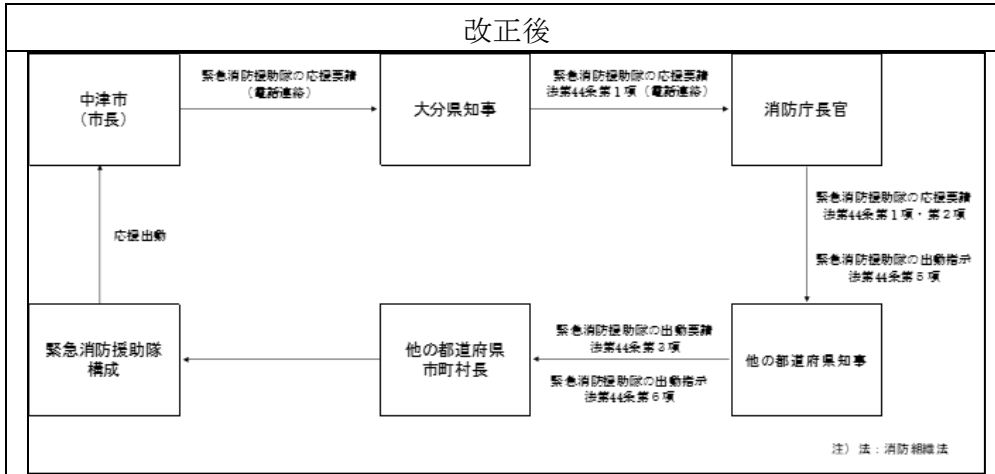
改正後		改正前	
	<p>動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。</p> <p>この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供する<u> </u>。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。</p>		<p>あるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表。</p> <p>この情報は、大きな揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災関係機関の防災対応（即時対応）に資するために提供するもの。津波警報・津波注意報を発表したときには、この情報は発表しない。</p>
震源・震度に関する情報	(略)	震源・震度に関する情報	(略)
各地の震度に関する情報	<p><u> </u>震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。</p> <p>震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。</p> <p>「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。</p>	各地の震度に関する情報	<p>最大震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。</p> <p>震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。</p> <p>「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表。</p>
地震回数に関する情報	(略)	地震回数に関する情報	(略)
地震の活動状況に関する情報	(略)	地震の活動状況に関する情報	(略)
<p>(略)</p> <p>(2) 略</p> <p>2～12 略</p> <p>第5～7 略</p> <p>第8 防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ</p> <p>1 防災ヘリコプターの派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>・緊急運航の要請は、市長、消防長が運航<u> </u>責任者（防災航空管理監）に行うものとされている。</p> <p>(略)</p> <p>2 活動内容</p> <p>(略)</p> <p>・火災防ぎよ活動 …………… 略</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>(2) 略</p> <p>2～12 略</p> <p>第5～7 略</p> <p>第8 防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ</p> <p>1 防災ヘリコプターの派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>・緊急運航の要請は、市長、消防本部長が運航管理責任者（生活環境部防災危機管理課長）に行うものとされている。</p> <p>(略)</p> <p>2 活動内容</p> <p>(略)</p> <p>・火災防御活動 …………… 略</p> <p>(略)</p>	

改正後	改正前																
<p>3 <u>場外離着陸場</u> <u>中津市消防本部受援計画に記載のとおりとする。</u></p>	<p>3 <u>基地及び場外離着陸場</u> <u>・基地は大分県央飛行場（豊後大野市大野町）</u> <u>・場外離着陸場</u></p> <table border="1" data-bbox="1184 339 2078 678"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1184 339 2078 379">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1184 379 1491 419"><u>中津 小祝漁港</u></td> <td data-bbox="1496 379 2078 419"><u>三光総合運動公園多目的広場</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 422 1491 462"><u>三光中学校</u></td> <td data-bbox="1496 422 2078 462"><u>ダイハツ九州スタジアム南側芝生広場</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 466 1491 505"><u>本耶馬 禅海</u></td> <td data-bbox="1496 466 2078 505"><u>ダイハツ九州スポーツパーク大貞多目的</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 509 1491 549"><u>耶馬溪 竹の弦</u></td> <td data-bbox="1496 509 2078 549"><u>広場</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 552 1491 592"><u>耶馬溪 柿坂</u></td> <td data-bbox="1496 552 2078 592"><u>吉富町緊急ヘリポート</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 595 1491 635"><u>山国コロナ運動公園</u></td> <td data-bbox="1496 595 2078 635"><u>ダイハツ九州グラウンド</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 638 1491 678"><u>上毛 下唐原</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所		<u>中津 小祝漁港</u>	<u>三光総合運動公園多目的広場</u>	<u>三光中学校</u>	<u>ダイハツ九州スタジアム南側芝生広場</u>	<u>本耶馬 禅海</u>	<u>ダイハツ九州スポーツパーク大貞多目的</u>	<u>耶馬溪 竹の弦</u>	<u>広場</u>	<u>耶馬溪 柿坂</u>	<u>吉富町緊急ヘリポート</u>	<u>山国コロナ運動公園</u>	<u>ダイハツ九州グラウンド</u>	<u>上毛 下唐原</u>	
設置場所																	
<u>中津 小祝漁港</u>	<u>三光総合運動公園多目的広場</u>																
<u>三光中学校</u>	<u>ダイハツ九州スタジアム南側芝生広場</u>																
<u>本耶馬 禅海</u>	<u>ダイハツ九州スポーツパーク大貞多目的</u>																
<u>耶馬溪 竹の弦</u>	<u>広場</u>																
<u>耶馬溪 柿坂</u>	<u>吉富町緊急ヘリポート</u>																
<u>山国コロナ運動公園</u>	<u>ダイハツ九州グラウンド</u>																
<u>上毛 下唐原</u>																	
<p>4 運航体制及び時間 ・365 日体制とする。ただし、運航不能時は <u>6 県</u>（大分・熊本・宮崎・鹿児島・<u>長崎・佐賀</u>）による防災消防ヘリコプター相互応援協定による対応となる。</p> <p>(略)</p>	<p>4 運航体制及び時間 ・365 日体制とする。ただし、運航不能時は <u>4 県</u>（大分・熊本・宮崎・鹿児島）による防災消防ヘリコプター相互応援協定により対応する。</p> <p>(略)</p>																
<p>5 略</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続 ・防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>5 略</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続 ・防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><u>・緊急運航の要請は、災害等が発生した市長、消防一部事務組合の長が防災航空管理者に対し行うものとする。</u></p>																
<p>7 ヘリコプターの受け入れ体制 (略) (1) 略 (2) ヘリコプターによる災害派遣の受入れ準備</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>7 ヘリコプターの受け入れ体制 (略) (1) 略 (2) ヘリコプターによる災害派遣の受入れ準備</p> <p>ア～エ 略</p>																
<p>オ ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流</p>	<p>オ ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流</p>																

改正後	改正前
<p>し__又は旗をたてる<u>ように努める</u>こと。これがないときは、<u>発煙筒を焚き安全進入方向を示すように努める</u>こと。</p>	<p>し__又は旗をたてる_____こと。これがないときは、<u>発煙筒を焚き安全進入方向を示す_____</u>こと。</p>
<p>カ 着陸地には、<u>次図のとおり標示して着陸中心を示すように努める</u>こと。 (略)</p>	<p>カ 着陸地には、<u>次図のとおり標示して着陸中心を示す_____</u>こと。 (略)</p>
<p>キ、ク 略</p>	<p>キ、ク 略</p>
<p>第9 略</p>	<p>第9 略</p>
<p>第10 他機関に対する応援要請</p>	<p>第10 他機関に対する応援要請</p>
<p>1 災害応急対策の実施のため他関係機関等に対し必要な協力を得るため、市が締結している応援協定は以下のとおりである。 市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。</p>	<p>1 災害応急対策の実施のため他関係機関等に対し必要な協力を得るため、市が締結している応援協定は以下のとおりである。 市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。</p>
<p>(1)～(26) 略</p>	<p>(1)～(26) 略</p>
<p><u>(27) 災害時における応急生活物資供給に関する覚書</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(28) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>第11～第14 略</p>	<p>第11～第14 略</p>
<p>第15 交通確保輸送対策（建設政策課、建設土木課）</p>	<p>第15 交通確保輸送対策（建設政策課、建設土木課）</p>
<p>1～9 略</p>	<p>1～9 略</p>
<p>10 陸上輸送体制</p>	<p>10 陸上輸送体制</p>
<p>(1)～(2) 略</p>	<p>(1)～(2) 略</p>
<p><u>(3) 災害時における交通マネジメント</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(ア) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。</u></p>	
<p><u>(イ) 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(ウ) 検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u></p> <p><u>(エ) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。</u></p> <p><u>※1 交通需要マネジメント:自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u></p> <p><u>※2 交通システムマネジメント:道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組</u></p> <p>1 1 その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続き） 災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県（総合調整室庶務班）が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。</p> <hr/> <p>第16 略 （略）</p> <p>第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動 （略）</p> <p>第1～2 略 （略）</p> <p>第3 津波からの避難</p> <p>1 津波からの避難についての基本的な考え方 （略） また、</p>	<p>1 1 その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続き） 災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県（総合調整室庶務班）が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。</p> <p><u>また、市は、災害派遣等従事車両の申請があれば証明事務を行うことになる。</u></p> <p>第16 略 （略）</p> <p>第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動 （略）</p> <p>第1～2 略 （略）</p> <p>第3 津波からの避難</p> <p>1 津波からの避難についての基本的な考え方 （略） また、<u>活断層型地震の影響が予想される地域では、地震の際、活断層型と</u></p>

改正後	改正前
<p>強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある_____場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、<u>想定にとらわれずに</u>行動することが必要である。</p>	<p><u>海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため</u>、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある<u>海溝型地震の場合</u>は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、<u>活断層型地震による到達時間が短い津波を想定して</u>行動することが必要である。</p>
<p>(略) 2～7 略 第4 救出救助 (略) 1～3 略 4 救出活動の要請 (1) 略 (2) 市長は、外部からの応援が必要と判断した場合、_____大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり緊急消防援助隊_____の応援の要請を行う。</p>	<p>(略) 2～7 略 第4 救出救助 (略) 1～3 略 4 救出活動の要請 (1) 略 (2) 市長は、外部からの応援が必要と判断した場合、<u>次の事項を示して</u>大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり緊急消防援助隊<u>や自衛隊等</u>の応援の要請を行う。</p>



5～7 略

第5 略

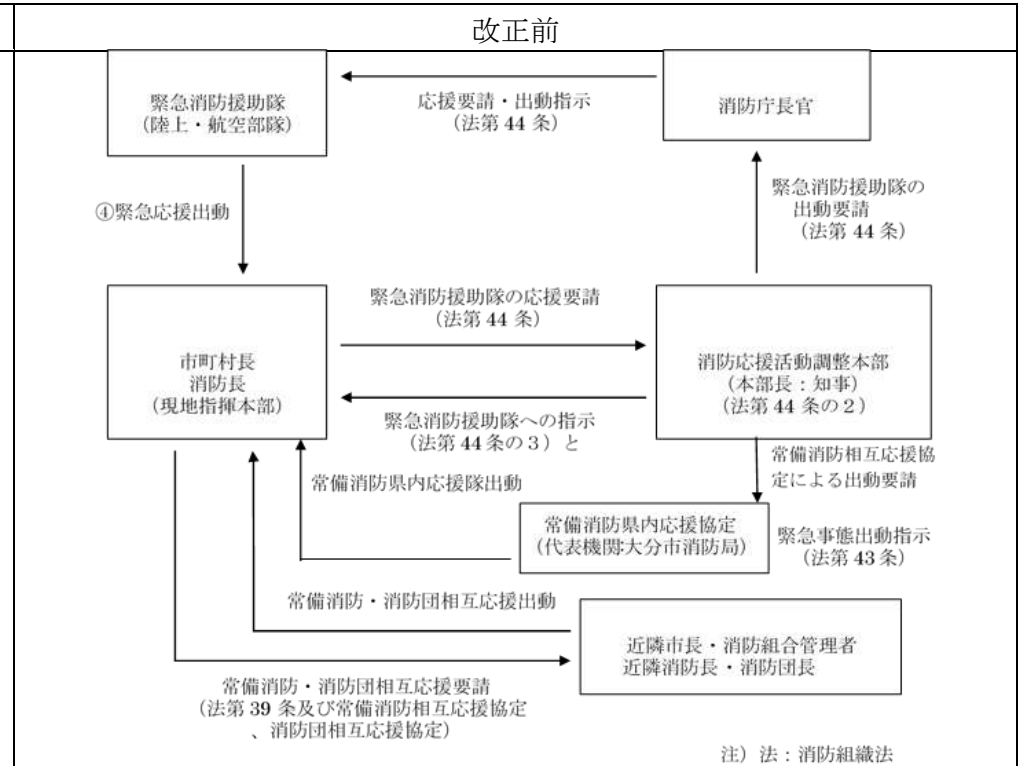
第6 消防活動

地震による火災等に的確に対処し、市民の生命及び財産への被害を最小限に止めるための活動については、ここに定めるところによって実施する。

1 消防活動の実施体制

消防本部は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、市及び防災関係機関の活動に積極的に協力する。

また、消防団は、消防長から出動要請があったとき、又は地震による災害を察知したときは、組織図に従い最も迅速な方法により体制を確立し、活動



5～7 略

第5 略

第6 消防活動

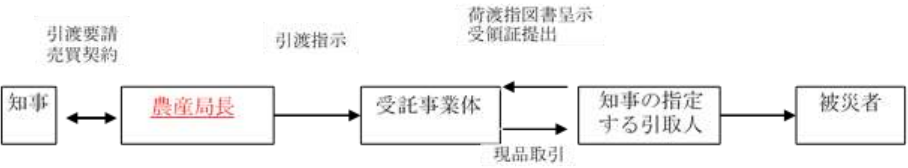
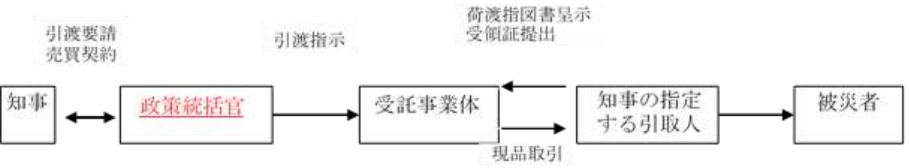
地震による火災に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、ここに定めるところによって実施する。


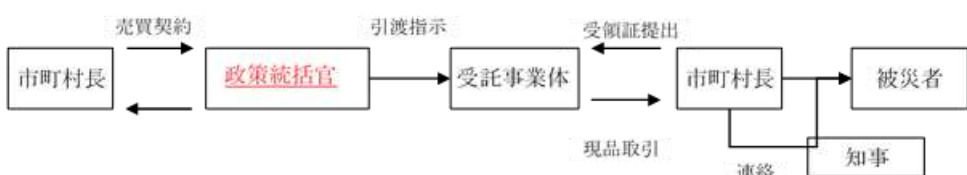
1 消防活動の実施体制

市及び消防本部は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、市及び消防本部の活動に積極的に協力する。

改正後	改正前
<p>する。</p> <p><u>なお、消防本部は</u>必要に応じて県へ応援要請、<u>及び</u>応援活動の円滑化するための調整等を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>2 <u> </u>消防活動</p> <p>(1) 消防活動は、<u>中津市</u>地域防災計画及び<u>中津市消防本部</u>消防計画の定めるところにより実施する。</p> <p>(2) 市及び消防本部は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市及び消防<u>本部</u>に応援を求める。又は、県に対して、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 <u>市民等の</u>消防活動</p> <p>(1) 消防活動の基本方針</p> <p>地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する<u>危険性がある</u>。したがって、次の基本方針により消防活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の活動</p> <p>ア 火災発生状況等の把握</p> <p>(a) ～ (c) 略</p> <p>(d) 消防ポンプ自動車その他の車両、<u> </u>消防水利等の活用可能状況</p> <p>イ 消防団活動の留意事項</p> <p>(a) 延焼<u>危険性が</u>少ない地域は、<u>消火</u>活動を実施し、安全<u> </u>を確保する。</p> <p>(b) ～ (x) 略</p> <p>(d) 救護活動の拠点となる病院、避難<u>場所</u>、避難<u>経路</u>及び防災活動の拠点となる施設等の火災防<u>ぎよ</u>を優先して行う。</p> <p>(e) 略</p> <p>(3) 事業所の活動</p>	<p><u> </u>必要に応じて県へ応援要請<u>を行い</u>、応援活動の円滑化するための調整等を行う<u> </u>。</p> <p>2 <u>市における</u>消防活動</p> <p>(1) 消防活動は、<u>市、消防本部が、市町村</u>地域防災計画及び<u> </u>消防計画の定めるところにより実施する。</p> <p>(2) 市及び消防本部は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市及び消防<u>組合</u>に応援を求める。又は、県に対して、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。</p> <p>3 <u>計画作成の主旨</u></p> <p>4 <u>消防本部の活動</u></p> <p>5 <u> </u>消防活動</p> <p>(1) 消防活動の基本方針</p> <p>地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する<u>可能性が大きい</u>。したがって、次の基本方針により消防活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の活動</p> <p>ア 火災発生状況等の把握</p> <p>(a) ～ (c) 略</p> <p>(d) 消防ポンプ自動車その他の車両、<u>通信連絡施設及び</u>消防水利等の活用可能状況</p> <p>イ 消防団活動の留意事項</p> <p>(a) 延焼<u>火災件数の</u>少ない地域は、<u>集中的な火災</u>活動を実施し、安全<u>地区</u>を確保する。</p> <p>(b) ～ (c) 略</p> <p>(d) 救護活動の拠点となる病院、避難<u>地</u>、避難<u> </u>路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防<u>御</u>を優先して行う。</p> <p>(e) 略</p> <p>(3) 事業所の活動</p>

改正後	改正前
<p>ア 略</p> <p>イ 火災が発生した場合の措置 (a) 自衛消防隊等 _____ による初期消火及び延焼防止活動を行う。 (b) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 自主防災組織の活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 火災が発生したときは、消火器、<u>くみおき水</u>等を活用して初期の消火活動に努める。</p> <p>ウ <u>消防機関</u>(消防署、消防団)が到着したときは、<u>そ</u>の長の指揮に従う。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>4</u> 危険物施設等応急対策計画 (略)</p> <p>第7 二次災害の防止活動 (排水対策課、企業誘致・港湾課、<u>まちづくり推進課</u>、建設政策課、建設土木課、施設整備課、建築指導課) (略)</p> <p>第4節 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1 避難所運営活動 (略)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 市は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、避難所運営委員会の食料・物資班の協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、<u>食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配</u></p>	<p>ア 略</p> <p>イ 火災が発生した場合の措置 (a) 自衛消防隊等 <u>の防災訓練</u>による初期消火及び延焼防止活動を行う。 (b) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 自主防災組織の活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 火災が発生したときは、消火器、<u>可搬ポンプ</u>等を活用して初期の消火活動に努める。</p> <p>ウ <u>消防隊</u>(消防署、消防団)が到着したときは、<u>消防隊</u>の長の指揮に従う。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>6</u> 危険物施設等応急対策計画 (略)</p> <p>第7 二次災害の防止活動 (排水対策課、企業誘致・港湾課 _____、建設政策課、建設土木課、施設整備課、建築指導課) (略)</p> <p>第4節 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1 避難所運営活動 (略)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 市は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、避難所運営委員会の食料・物資班の協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める _____</p>

改正後	改正前
<p><u>付等に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>7～9 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 食料供給</p> <p>(略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 政府所有米穀の緊急引渡し</p> <p>(1) 市町村の手続</p> <p>(略)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し</p> <p>交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>農産局長</u>（以下「<u>農産局長</u>」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が<u>農産局長</u>に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により<u>農産局長</u>へ要請書を送付する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 応急供給系統図</p> <p>ア 知事に対する応急食糧の直接売却</p> 	<p>(略)</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>7～9 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 食料供給</p> <p>(略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 政府所有米穀の緊急引渡し</p> <p>(1) 市町村の手続</p> <p>(略)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し</p> <p>交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>政策統括官</u>（以下「<u>政策統括官</u>」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が<u>政策統括官</u>に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により<u>政策統括官</u>へ要請書を送付する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 応急供給系統図</p> <p>ア 知事に対する応急食糧の直接売却</p> 

改正後	改正前																		
<p>イ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡</p>  <p>4～5 略 第4～8 略 第9 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬 (略) 1 遺体の捜索・収容 (略)</p> <table border="1" data-bbox="152 750 1079 997"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>適用内容</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警察 消防機関</td> <td>災害により市民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出</td> <td>警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第42条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(5) 略 <u>(6) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表</u> <u>県や市、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針(令和4年3月31日伺定)」に基づいて行うものとする。</u> 2～5 略 第10～14 略 第5節 略</p>	実施責任者	適用内容	根拠法	県警察 消防機関	災害により市民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第42条	(略)	(略)	(略)	<p>イ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡</p>  <p>4～5 略 第4～8 略 第9 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬 (略) 1 遺体の捜索・収容 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1151 750 2078 997"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>適用内容</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警察 消防機関</td> <td>災害により市民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出</td> <td>警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第24条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(5) 略 <u>(新設)</u> 2～5 略 第10～14 略 第5節 略</p>	実施責任者	適用内容	根拠法	県警察 消防機関	災害により市民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第24条	(略)	(略)	(略)
実施責任者	適用内容	根拠法																	
県警察 消防機関	災害により市民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第42条																	
(略)	(略)	(略)																	
実施責任者	適用内容	根拠法																	
県警察 消防機関	災害により市民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第24条																	
(略)	(略)	(略)																	

改正後	改正前
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 略</p> <p>(略)</p> <p>また、特に大規模な被害を被った場合、市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後のまちの姿を明確にして、計画的な、災害につよい都市・地域づくりを進めていくこととする。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。<u>また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p><u>加えて、技術職員の不足等により、市単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、大分県を通じて地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p><u>また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>5 略</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 略</p> <p>(略)</p> <p>また、特に大規模な被害を被った場合、市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後のまちの姿を明確にして、計画的な、災害につよい都市・地域づくりを進めていくこととする。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <hr/> <p>第2節 略</p> <p>第3節 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <hr/> <p>5 略</p>

改正後	改正前																				
第4節 略	第4節 略																				
第5節 被災者支援に関する各種制度の概要	第5節 被災者支援に関する各種制度の概要																				
1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）	1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）																				
<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、<u> </u>）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>略</td> </tr> </table>	支援の種類	略	支援の内容	略	対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u> </u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。	対象となる災害	略	問合せ先	略	<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>略</td> </tr> </table>	支援の種類	略	支援の内容	略	対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>外国人登録がある方</u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。	対象となる災害	略	問合せ先	略
支援の種類	略																				
支援の内容	略																				
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u> </u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。																				
対象となる災害	略																				
問合せ先	略																				
支援の種類	略																				
支援の内容	略																				
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>外国人登録がある方</u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。																				
対象となる災害	略																				
問合せ先	略																				
1-2 災害弔慰金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）	1-2 災害弔慰金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）																				
<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、<u> </u>）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>福祉政策課</td> </tr> </table>	支援の種類	略	支援の内容	略	対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u> </u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。	対象となる災害	略	問合せ先	福祉政策課	<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>福祉政策課</td> </tr> </table>	支援の種類	略	支援の内容	略	対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>外国人登録がある方</u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。	対象となる災害	略	問合せ先	福祉政策課
支援の種類	略																				
支援の内容	略																				
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u> </u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。																				
対象となる災害	略																				
問合せ先	福祉政策課																				
支援の種類	略																				
支援の内容	略																				
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>外国人登録がある方</u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。																				
対象となる災害	略																				
問合せ先	福祉政策課																				
(略)	(略)																				
第2～3 略	第2～3 略																				
第6節 略	第6節 略																				

改正後			改正前	
第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1～4節 略			第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1～4節 略	
第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等 第1 概要 1 臨時情報について (略) 具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、 後発地震			第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等 第1 概要 1 臨時情報について (略) 具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、 後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震)等に備えて、災害応急対策を実施する。	
等に備えて、災害応急対策を実施する。			等に備えて、災害応急対策を実施する。	
<u>発表時間</u>	<u>キーワード</u>	<u>各キーワードを付記する条件</u>	<u>臨時情報の種類</u>	<u>具体的な基準</u>
<u>地震発生等から5～30分後</u>	<u>調査中</u>	<u>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</u> <u>○監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上の地震(注2)が発生</u> <u>○ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</u> <u>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</u>	<u>調査中</u>	<u>・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u>
<u>地震発生等から最短で2時間後</u>	<u>巨大地震警戒</u>	<u>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注3)8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>	<u>巨大地震警戒</u>	<u>・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>
	<u>巨大地震注意</u>	<u>○監視領域内において、モーメントマグニチ</u>	<u>巨大地震注意</u>	<u>・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合</u> <u>・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合</u> <u>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合</u>

改正後			改正前
	意	<u>マグニチュード 7.0 以上の地震（注2）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u> <u>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	
	調査終了	<u>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u>	
<u>（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲。</u>			
<u>（注2） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。</u>			
<u>（注3） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</u>			
2 略			2 略
第2 略			第2 略
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置			第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置
1～4 略			1～4 略
5 避難対策等			5 避難対策等
(1) 地域住民等の避難行動等			(1) 地域住民等の避難行動等
(略)			(略)
①避難情報等			①避難情報等
国からの指示が発せられた場合において、 <u>以下に該当する</u> 住民の自主避難			国からの指示が発せられた場合において、 <u>土砂災害が発生するおそれや住</u>

改正後	改正前
<p>について受け入れを行う。</p> <div data-bbox="136 212 1099 440" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○自主避難対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の恐れがある危険な場所に住んでいる方 ・自宅の耐震性等に不安を感じる方 <p>○対象とする地域</p> <p>中津市全域</p> </div> <p>(略)</p> <p>② 略</p> <p>6～10 略</p> <p>第4 略</p> <p>第6～8節 略</p>	<p><u>家の耐震性等に不安を感じる</u>住民の自主避難について受け入れを行う。</p> <p>(略)</p> <p>② 略</p> <p>6～10 略</p> <p>第4 略</p> <p>第6～8節 略</p>